

## 論 説

金融の公共性・国際公共性諸学説の検討（４）  
—— 社会的責任投資（SRI）と社会的責任金融（SRF）——

紀 国 正 典

## I はじめに

社会的責任金融（SRF: Socially Responsible Finance）とは、貸手責任論（Lender Liability），社会的責任投資論（SRI: Socially Responsible Investment），企業の社会的責任論（CSR: Corporate Social Responsibility）や金融機関の社会的責任論（金融CSR）などの金融責任思想を総称するために、わたしが提唱した概念である。<sup>1)</sup>

しかしそれらをただ総称するためだけに、そうした訳ではない。これらの金融責任思想に共通して流れている思想を解明するためである。それは金融の公共性においてもっとも重要な核心にあたる金融の共同利益と共同制御という行為側面に関係しているのである。

わたしはこれまで金融の公共性について、公共性一般から始めていろんな学問分野について検討してきたが、公共性とは共同利用、共同利益、共同制御という三つの行為側面から検討すべきだという公共性三元論にたどりついた。そして金融の公共性についてもその考えを適用して、金融における共同利用的性格、共同利益的性格、共同制御的性格について研究を続けてきた。その共同利用的性格については、外部性論や「公共財」論を手がかりにして研究を深めた。また金融の共同利益的性格については、貸手責任論を検討するさいにかかわったが、それ自体を深く解明する機会をもてなかった。社会的責任金融論は、こ

の金融の共同利益論と共同制御論について、重要なヒントを提供してくれるのである。<sup>2)</sup>

本稿は、この金融の共同利益的性格について、わたしの金融の公共性論の立場からアプローチしてみるとともに、社会的責任投資(SRI)を出発点に社会的責任金融(SRF)という概念について検討してみようとするものである。<sup>3)</sup>

以下、第Ⅱ章では、わたしの金融の公共性論について概括し、それをふまえて金融の共同利益について検討する。第Ⅲ章では、社会的責任投資(SRI)を軸に社会的責任金融(SRF)を展望し、金融の公共性という点からみたその意義について考察する。

## Ⅱ 金融の公共性と社会的責任金融(SRF)

公共性や公共財とは何か、何のことか、何をもち公共性があるというのか、公共性については、いろんな学問分野で国際的な規模で議論や論争が行われてきた。公共性の哲学論争に典型的にみられるように、論争の泥沼に入り込んであるものもある。突き詰めれば突き詰めるほど訳の分からない概念であると、述懐した法学者もいた。また非排除性と非競合性という性質を素材的に求めて公共財を理解したため、ますます混迷を深めている理論もあった。

わたしはむずかしく考えないことにした。一言でいえば、公共性(public)とは、「みんなのものを、みんなのために、みんなで育てあう人間行為」を表現しようとしたものである。みんなのものをみんなで利用しあい、みんなで利益を分かち合い、みんなで育てあう。ごく当たり前のことであって、これは人権と民主主義の基本思想・理念である。この理念にそって人類はいろいろな試行錯誤を繰り返してきており、現在もその果てしない挑戦を続けているのである。そしてこのことを、共同利用(common use)、共同利益(common benefit)、共同制御(common control)という三つの異なった人間の行為側面ととらえることにした。<sup>4)</sup>

共同利用とは、ある対象物をおたがいに利用しあっていることである。共同利益とは、その共同利用によって生み出され、利用関係者に配分されて、利用

関係者全体や社会全体の持続的な発展に役立つ利益のことである。共同制御とは、共同利益を実現するために、利用関係者すべてがその行為を制御しようとするとともに、全体で有効に制御できる方法を創出することである。

公共性あるいは公共財と表現される人間の集合的行為は、どのような利用対象物であれ、どのような行為様式であれ、どのような行為水準や程度であれ、これらの三つの行為側面をもっているため、この三つの行為側面に分解するとともにそれらを相互連関的に統一させ、多面的・総合的に検討する必要がある。このような方法論をわたしは公共性三元論と名づけることにした(図表1参照)。

公共性の定義としては、とても単純で抽象的である。しかしこのことで、人間の集合的行為を一般的・包括的にとらえることができる。いろいろなものを対象物とした、いろいろな様式の集合的行為のすべてを含むことができる。おたがいに利用しあっているもので、自然に存在するものや人間が生産・創造したものなどをすべてふくむのである。それは大気、景観であったり、自然資源であったり、音楽やソフト、知識などであったりする。またここで利用という用語を使用したがる、それは広い概念であって、生産のためであったり、財やサービスの消費のためであったり、生理代謝のためであったり、娯楽消費であったりする行為のことである。後述する人間の投入と投出行為という広い意味で使っている。

現実の人間の集合的行為は多様であり、いろいろな様式があるし、それは歴史的にも時間的にも変化する。あまり具体的・固定的に公共性を定義すると、人間行為の多面性・多様性をつかむことができなくなる。過去も未来もそれで縛ってしまうのである。またわたしの観察能力や情報収集力、認識能力の限界をふまえるためにも、単純で抽象的であればならない。

金融に対して、そしてその他のすべての分野の公共性議論にも応用が可能な方法であるためには、汎用性が高く単純で抽象的である方が望ましい。したがってこの単純さと抽象性は、歴史的で具体的に存在する複雑な人間行為や行為関係を選り分け、分かりやすく理解するための分析道具である。

三つの行為側面についての、そのそれぞれの行為水準や質の程度は、流動的であり変動するものである。固定的・確定的なものではない。理想的水準やあ

る一定の絶対水準として確定はしない。例えば、共同利用といっても地域的範囲や利用対象物の違いでさまざまな様式や水準があるだろうし、共同利益もより多くの成員にそのより多くを還元できている場合もあればそうでない場合もあり、その質的程度もさまざまである。共同制御についても、科学技術や文化水準の発展によって質的にも多様な方法が創出される。

このように柔軟に理解することで、理想と現実の間に橋渡しをしようとする方法が公共性三元論である。理想で現実を切り捨てたり、現実の前に理想を見失なうものではない。真の公共性と偽の公共性などという二分法はとらない。白か黒かで単純に割り切らないし、一方から他方へ一気に変わるなどのことはあり得ない。ある時代にとって優れた方法であり優れた成果を残したものであっても、環境や状況が異なり、人間も変われば同じ方法が通用するとは限らない。

公共性は疎外や濫用、私物化、腐敗、浪費によって失敗する。しかし失敗だからといって批判してそれを切り捨てるのではなく、それに至った原因と過程を人間の本性もふまえて率直にそして具体的に解明しようとする方法が公共性三元論である。

したがって、この三つの行為側面における水準や程度は、三つの角度からの公共性判定や公共性評価基準としても使用することができる。

三つの行為側面は、それぞれが相互に関係しあっている。共同利益を目的に共同利用が組織されたり、自然発生したりするのであるが、共同利用がいつもおのずから共同利益をもたらすとは限らない。いろんな様式や方法の共同制御がともない、それによって共同利用が適切にコントロールされなければ、共同利益は生み出されなくなって、共同利用関係は荒廃し消失する。

人間の利用行為は、生産であれ消費であれサービスであれ情報であれ生理的代謝であれ、人間が意識的な生命活動をするかぎり、外界からなんらかのものを取り込み、それと見返りになんらかのものを放出する二つの反対行為で構成されている。この取り込む行為を投入行為(input action)、放出する行為を投出行為(output action)とよんでおくことにしよう。

共同利用関係とは、ある人間の投入や投出行為が他の人間の投入や投出行為に影響や作用をおよぼす関係である。ある人間の投入が他の人間の投入と投出

に作用をおよぼす場合と、ある人間の投出が他の人間の投出と投入に作用をおよぼす場合の、四つの作用関係を確認することができる。

ある人間の投入行為と投出行為がその人間のなんらかの生活範囲や活動範囲に閉ざされている場合、それは自然発生的であれ物理的であれ人為的であれなんらかの障害や障壁（バリアー）がある場合であるが、この場合、共同利用関係は存在しない。

共同利用関係が広がれば広がるほど、ある人間は他の人間のいろんな投出の成果を利用することができるようになるだろうし、その投出成果を集中させることによってさらに効率的で高度な投入利用が可能になるかもしれない。このような利用機会が広がれば広がるほど、それぞれの利用者は自分の好みで、自分にあった方法で利用する機会も広がり、それだけ便利となるかもしれない。自分には不可能であったことも、共同利用関係によって可能になるのである。

利用機会と利用参加者が広がり、地域的にもその範囲が広がっていけばいくほど、またある人の利用が他の人の利用に影響をおよぼす程度が強まれば強まるほど、共同利用という行為側面からみた公共性の程度は高度になる。

ある人の投入行為と投出行為が他の人の投出行為と投入行為のニーズに合うよう効率的にすすめるためには、両者間の仲介を専業とする人が必要になる。この仲介者を介することによって、共同利用関係は質的・量的にも飛躍的に拡大する。仲介者に情報や専門知識・技能を集中することにより、これを軸としてより高度な共同利用関係が形成されるのである。

しかし、共同利用関係は、このようにそのまま共同利益関係に転化するわけではない。

なぜなら、第1に、共同利用関係は不透明性を強めるからである。

ある人の投入や投出が他の人の投入や投出に影響する範囲が連鎖的に拡大していけば、ある人からはその経過はまったく見えなくなる。その結果、それぞれの利用者は、自分の知らないことで、知らない人から、知らない内に大きな影響を受ける度合いが強まり、それだけ自立性が失われとても不安定な状況にさらされることになる。

ある人間の投出の成果が、彼の手を離れてどこでどのように利用され、どの

ような効果をもたらしたのかは、ますます見えなくなる。回り回って彼を苦しめているかもしれない。このような公共性疎外とっていい状況が発生する。

第2に、共同利用関係は利用競合性をともなうからである。

ある人の投入・投出行為は他の人の投入・投出行為と競合するので、そこには競争関係や対立関係が発生し、紛争・トラブルを引き起こすことになる。

第3に、共同利用関係を構成しているのが不特定多数の匿名性である場合が多いからである。公共性は浪費され荒廃する。

第4に、共同利用関係は、不均等性・階層性が進むことによってそれを支える基盤が掘り崩されるからである。負担加重を嫌がる余裕層が逃げだし、負担困難な層が増大すれば誰も支えることができなくなる。

第5に、共同利用関係には権力性が発生するからである。

前述したように共同利用関係は、専門的な仲介者を介することによって飛躍的に拡大する。しかし、この専門的仲介者には、技術や知識、経験などが集中・集積されることになり、これが特権的支配力を生み出すのである。公共性は腐敗する。

金融という社会的機能は、貨幣を手段とした決済機能と貨幣を用いた貸借機能の二つが基本である。

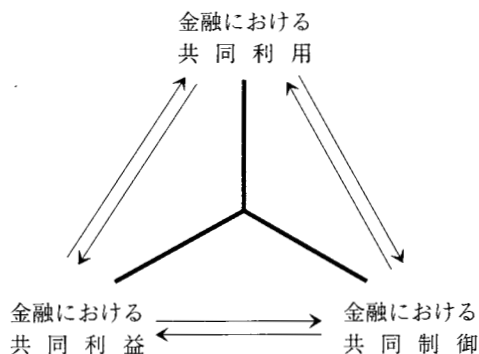
金融の公共性三元論とは、この二つの社会的機能について、それぞれの共同利用的性格、共同利益的性格、共同制御的性格を相互連関的・動的に解明する方法のことである(図表1参照)。

本稿では、決済機能の共同利用・共同利益・共同制御的性格の検討は後にまわし、もっぱら貨幣の貸借機能について具体的にその公共性的性格を解明してみることとする。

共同利用とは、ある対象物をおたがいに利用しあっていることであった。この場合、貨幣がその対象物ということになり、それを貸手と借手が、貸し付けと借入れそして返済と受け取りという行為様式で利用しあうのである。

ここで貸手というのは、資金の出し手という大まかな意味で使用することにする。どんな方法であれ、どんな金融商品を対象にしたものであれ、なんらかの目的で資金を運用する主体のことである。したがって運用方法や運用対象は、

図表 1 金融の公共性三元論



出所) 筆者作成。

預金、貸付け、投資信託や公社債の購入、株式投資、金融先物、デリバティブ運用などさまざまである。満期期日がくればいちおう返済を期待できる金融商品と、株式投資のように会社の持分権を所有することになる金融商品ではまったく性格は異なるが、運用のために貨幣を出すことにはかわりはない。一般庶民の小口資金と、巨額の資金を動かす年金基金や保険などの機関投資家とでは、投資行為の違いは大きいですが、いちおう貸手と一括しておこう。

同様に借手というのも、資金の受け手という意味で使用する。借入れであれ債券や株式の発行であれ、どんな方法であれなんらかの目的で資金を調達する主体のことである。

貸手としての利用参加と借り手としての利用参加は、異質のものであって、これが貨幣貸借関係における共同利用としての特質である。利用関係者すべてが同質の利用負担を担い、同質の利用サービスを受けるような共同利用様式とは異なっている。貸手が同時に借手になり、借手が貸手になることが頻繁になればなるほど、共同利用関係は深まる。

これらの社会的機能が進んでくると社会的金融分業が発生し、この両者の間を仲介する専門機能や専門業者が現れてくる。両替商や銀行などである。金融仲介者内での金融分業も発生するので、もっと多様な専門機能に細分化された多様な組織体が発生する。したがってここで金融仲介者と一括したものには、

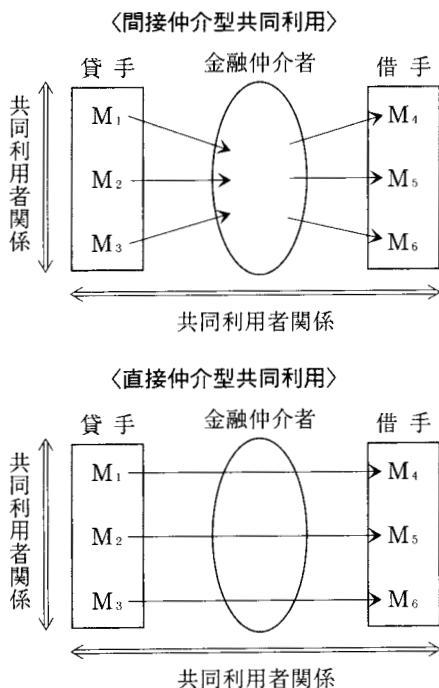
銀行、証券、保険、ノンバンク、貸金業者、金融先物業者、さらに各種の証券取引所もふくむことになる。

貸手と借手に加えて、金融仲介者も利用関係者として登場する。金融仲介者は、貸手に対して借手を代表し、借手に対して貸手を代表する。

金融仲介者の仲介方式を大きく両極に分類すれば、間接仲介と直接仲介という方法がある。現実には、この間に両者の性格を合わせもつ多様な仲介方法が存在し、金融ビッグバンなどの競争の自由化や証券化の動きで、そのような中間型仲介方法が増大している。銀行が主にこの手法を開発しているの、このことを表すために市場型間接金融という用語が用いられることが多い。(図表2参照)

間接仲介とは、従来の伝統的な銀行仲介にみられるものであって、貸手が自

図表2 金融(貸借)における共同利用関係



出所) 筆者作成。



分の資金の行き先を直接に知ることができない方式である。したがって自分の望むように借手そのものを選別することはできない。

この場合、貸手の資金が借手に向かったこと、つまり貸手と借手が共同利用関係にあることは不透明になる。借手は誰に感謝すればよいのか迷うのである。

直接仲介は、債券や株式の発行などのように、貸手が直接に借手先を選別できる方法であって、自分の望む相手や業種に資金を回すことが可能な方式である。この場合、貸手と借手が共同利用関係で強く結ばれていること、つまりある貸手の動きが借手に影響をおよぼすことは目に見えるので、その点での透明性が高い。貸手の投入・投出行為が、借手の投入・投出行為に直接に影響を及ぼすことが、明りようになっている。

しかし、ある貸手の投入・投出が他の貸手の投入・投出に心理的にも実際的にも影響をおよぼすことは、不透明である。同様にある借手の投入・投出が別の借手の投入・投出に影響をおよぼすことも目にみえにくい。

共同利益とは、共同利用によって生み出され、利用関係者に配分されて利用関係者全体や社会全体の持続的な発展に役立つ利益のことであった。

貨幣の貸借という共同利用によって、利用関係者には、それぞれ異なった種類の利益が生み出される。(a) 貸手の個別的利益、(b) 借手の個別的利益、(c) 金融仲介者の個別的利益、この三つの種類の利益である(図表3参照)。

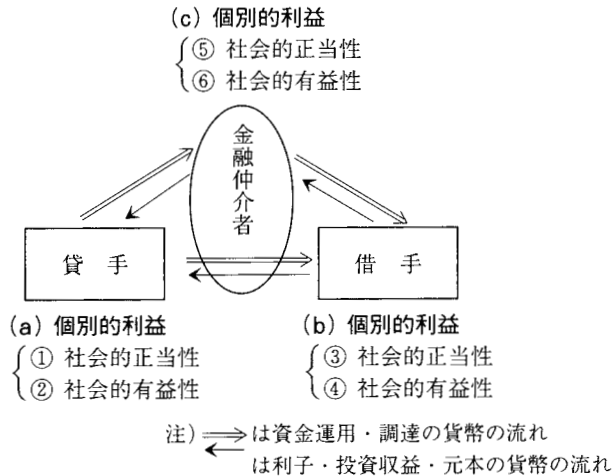
貸手の個別的利益とは、彼がなんらかの方法で生み出した余剰資金を運用し、その運用で得られる利子や投資収益や元本がもどってきて、それを使って得られる経済効用や生活効果のことである。

借手の個別的利益とは、借入れ資金を使用して得られる経済効用や生活効果などである。当座の資金不足で不可能であったいろんな経済効用や生活効果を獲得することができる。

金融仲介者の個別的利益とは、余剰資金の受け入れ仲介と運用仲介という仲介行為で得られる各種の手数料や調達費用と運用収益の差額などである。この仲介利益を使って得られる経済効用や生活効果が彼の利益となる。

金融の共同利益は、これらの個別的利益が、貸手、借手、金融仲介者のそれぞれのところでの社会的正当性(SJ: Social Justice)と社会的有益性(SU: Social

図表3 金融(貸借)における共同利益関係



出所) 筆者作成。

Usefulness) という二つの基準を満たして生み出されることによって実現する。これらの個別的利益が、この二つの基準にそって生み出されれば生み出されるほど、そして社会的正当性と社会的有益性のより高い基準を満たして生み出されれば生み出されるほど、その質的程度は高くなる。それだけ金融における共同利益水準は高度なものになる。

これらの個別的利益はそれぞれ競合する関係にある。貸手がより多くの個別的利益を得られれば、それだけ借手の取り分は減少する。同様に、金融仲介者の取り分が多くなれば、それだけ貸手や借手の得られる分は少なくなる。

これらの配分が需要と供給の法則や相場変動などの経済法則で行われる場合は問題はないが、社会で認められていない方法で実施されたときは、他の利用関係者からの不当な利益収奪となる。

社会的正当性(SJ)とは、これらの利益配分が、その社会で許されている方法や手続き、規範にのっとって公正に行われることである。金融の共同利益が、利用関係者に公正に個別利益として配分されるためには、この配分方法がそれぞれの利用関係者のところで社会的正当性(SJ)という基準を満たしているこ

とが必要になる。

社会的正当性基準には、法令や行動規範、内部規制、自主規制、道徳的・道義的規範などさまざまなものがあり、強制基準から自主的基準、さらに道徳的・道義的基準、個人のモラルまで、規範程度も多様である。

例えば、貸手についてみてみよう。貸手が犯罪や脱税などの違法な手段で運用資金を入手したり、企業の場合には違法操業や不当な労働搾取によって、このような個別の利益を得た場合などは社会的正当性を満たさない。さらに運用のさいに、貸手が情報操作や不正な情報利用によってより多くの利益を獲得することも起こり得る。投資収益の使用の際にも、社会に損失をあたえるような不当な使い方をすることもあり得る。これらの行為は、社会に利益を還元したのではなく、社会や他の利用関係者から不当に利益を収奪したものである。

借手についても同様である。借手が虚偽情報にもとづいてより多くの資金を借出して利益を得ることも起こり得る。さらに、調達した資金を使って犯罪を起こしたり、社会に損失をあたえるような非合法的な使い方や、上述したような違法操業や労働搾取をすることもあり得る。このような不当な方法で稼いだ資金が貸手にもどされるのである。このような方法での利益の発生も、社会や他の利用関係者から不当に利益を奪ったものである。

金融仲介者が、不正な方法で、他の利用関係者から個別の利益の不当配分を受ける場合もある。金融仲介者には、大量の資金、情報、専門的知識や技能が集中されることにより、強大な権力が発生する。金融仲介者がその権限を濫用して、彼の貸手や借手からより多くの利益を収奪するのは容易なことである。銀行が、無知な借手に対して、これらの権力を不当に行使したことが、アメリカにおいて貸手責任論（Lender Liability）を引き起こしたのである。<sup>5)</sup>

以上のケースは自己行為が直接に社会的正当性に関係した場合である。しかし、金融取引は貸付と借入を通じて取引相手方とかわる行為であるので、これに加えて取引相手方の行為、取引相手行為が関係してくる。

例えば、貸手が資金を貸付けるとき、借手が違法な方法で使用することを知っていたときや、そのような違法な使用方法を助言したり教唆したりした場合などである。貸手は自己行為としてそのような違法行為をした訳ではないが、違

法な取引相手行為にさまざまな程度でかかわったのである。これにより貸手が得た個別的利益も、当然に社会的正当性を満たすことにはならない。借手がその返済資金の捻出のために違法な方法を行おうとしていることを貸手が知っていたり、そのような方法を助言・教唆したりしたなどの場合も同様のことである。

これらのことは借手の側についてもいえる。例えば、その借入れ資金が貸手の違法行為によって産出されたことを借手が知っていながら、あるいはそれを助言したりして借入れた場合、さらに借手の返済資金が貸手によって違法に使用されるのを知っていたりそれを助言したりした場合などである。

金融仲介者は、貸手に対して借手を代表し、借手に対して貸手を代表することは前述した。したがって、金融仲介者は、貸手として多くの借手行為（取引相手行為）に関係し、そして借手として多数の貸手行為（取引相手行為）に関係する。金融仲介者が関係する取引相手行為は、膨大なものにのぼる。

例えば、金融仲介者が、承知のうで貸手から非合法的な資金を受け入れている場合や、貸手が不当な使い方をすることを承知で投資収益を還元したときも、そのことで生まれた金融仲介者の個別的利益は、社会的正当性を満たさない。

貸手が資金を運用するさいも、その資金が犯罪や社会に損害をあたえる違法な方法で使用されることを承知で、貸手が貸付を実施して利益を得たときも、社会的正当性を満たさない。さらに、自分の貸付資金を返済させるために、借手が違法な方法にかかわったことを承知していたり、あるいはそのような返済方法を指導していたりするなどの悪質なケースもある。

もう一つの基準は、社会的有益性（SU: Social Usefulness）であった。これらのそれぞれの個別的利益が、その時点での社会的正当性を満たしていたとしても、社会に不利益や損失をおよぼしている場合は多い。なぜなら社会的正当性基準はミニマム（最低基準）であることが普通だからである。しかも、社会的正当性基準として成立するには社会的合意が必要であり、これが確立されるまでに時間的なずれ（タイムラグ）があるからである。社会的有益性をさらに高めようとするさまざまな工夫や実践が現れ、これらの試行錯誤のなかから優れた方法が普及して標準化を獲得する。

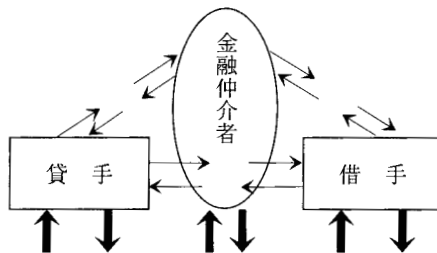
前述の復習もかねて、金融行為の投入と投出という関係から、上で述べたこ

とを整理してみよう。図表４は、その関係を一覧にしたものである（図表４参照）。

細い矢印（→）は、貨幣の貸付や借入れによって生じる投入と投出の関係を示している。貸手の投出とは、さまざまな種類の資金運用のために、貨幣が払い出されたことを示す。貸手の投入は、これらの運用の成果がもどってきたことを示している。借手の投入は、資金調達で貨幣を入手したことを示し、投出は、返済や配当支払いなどのために、貨幣が払い出されたことを示す。金融仲介者についてみれば、資金調達としての投入と資金運用としての投出、そして運用の成果の受け取りとしての投入と運用の成果の払い出しとしての投出がある。この投入と投出のことを、いちおう金融的投入・投出行為といっておこう。社会的正当性という基準では、主に、金融関係の基準や法令、規範が適用される領域である。

太い矢印（⇒）は、貨幣の産出と使用によって生じる投入と投出の関係を表す。これは、金融取引以外のさまざまな経済行為によって生じる投入と投出のことである。貨幣の産出とは、貨幣が生産や労働の成果として余剰資金や準備資金となって生み出されることであり、それぞれの行為主体からみると貨幣の受け取りであるので投入となる。貨幣の使用とは、それらがまた生産や投資、消費のために使用されることであり、それぞれの行為主体からみれば貨幣の払

図表４ 金融行為の投入・投出関係



注) → は貨幣の貸付と借入の投入・投出

⇒ は貨幣の産出と使用の投入・投出

出所) 筆者作成。

い出しであるので投出となる。このような投入と投出によってそれぞれの行為主体は、社会や地域住民、労働者、消費者などの利用関係者に関係する。金融取引上の効率性や有益性も、最終的には、これらの投入と投出の道筋を通して社会や地域、利用関係者に還元されるのである。あまりいい表現ではないが、この投入と投出を非金融的投入・投出行為とっておこう。社会的正当性という基準では、主に、非金融関係の基準や法令、規範が適用される領域である。

貸手は、貸付資金の産出のさいにそして投資収益の使用のさいに、社会的正当性や社会的有益性を評価し、社会全体の利益やその持続的発展に役立つようにしているかどうかを検証しなければならない。借手も、借入資金の使用のとき、そして返済資金の産出のとき、そして金融仲介者は、収益を産出する金融仲介という行為そして金融仲介によって得た収益の使い方について、そのような評価を実施しなければならない。

貸手が自己行為として社会的正当性と社会的有益性にかかわる投入・投出関係は、間接仲介に向けて一つ、直接仲介に向けて一つ、それに非金融的投入・投出関係が一つ加わり、計三つあることになる。

しかし、金融取引における投入・投出は、このように自分で処理できる範囲にある自己行為で終わるものではない。それはあくまでほんの始まりであって、これから自分の手のおよばない多数の複雑な投入・投出行為と関係しなければならないのである。

より複雑である間接仲介方式からみていくことにしよう。

貸手はまず、かれに対して借手として接する金融仲介者の投入行為に関係する。貸手はさらに、金融仲介者が貸手として行動する投出行為に関係しなければならない。そして借手の金融的投入行為を経て、最終的には、借手の非金融的投出行為でもってこの金融取引の前半は終了する。しかし、貸手から、この借手の投入・投出行為の内容やその社会的正当性や社会的有益性を判断するには、あまりにも遠いものになる。そして、返還に向けての後半が始まる。借手の非金融的投入行為を経過して、長い道のりをたどってようやく、金利や配当をとめない貸手にもどってくる。これらの複雑に関連した多数の投入・投出行為が社会的正当性と社会的有益性を満たしていることによって、貸手が始めた

投出行為の社会的正当性と社会的有益性も満たされるのである。貸手がそれらの複雑な投入・投出行為をすべて調査・検証するとすると、多大な費用がかかる。この費用は、金融の共同利益を高めるための社会的制御費用である。

直接仲介の場合には、貸手は、金融仲介者の情報紹介や情報提供、引き合わせなどの投入と投出の支援を得て、借手の投入・投出行為により接近できる。そして貸手は、借手の金融的投入行為に関係し、さらに非金融的投入・投出行為を経過して、取引の前半を終える。この場合も、貸手が発した投出行為の社会的正当性と社会的有益性が、金融仲介者および借手が関係した多数の投入・投出行為の社会的正当性と社会的有益性を必要とすることには、かわりはない。ただ、純粹の直接仲介の場合は、借手を確認することができるので、借手の非金融的投入・投出の社会的正当性と社会的有益性を検証することは容易であり、この点での費用は軽減できる。しかし、金融仲介者と借手の投入・投出行為を調査・検証するのに、それなりの社会的制御費用がかかることにはかわりはない。

借手の立場からみてみよう。借手が自己行為として社会的正当性と社会的有益性にかかわる投入・投出関係は、直接仲介で一つ、間接仲介で一つ、それに非金融的投入・投出関係が一つ加わり、計三つあることは貸手の場合と同様である。貸手の立場から論じた上記のことを借手の立場に転じれば、同様のことがいえる。

金融仲介者が自己行為として社会的正当性と社会的有益性にかかわる投入・投出関係は、直接仲介で二つ、間接仲介で二つ、それに非金融的投入・投出関係が加わり、計五つとなる。それだけ貸手と借手の金融的、非金融的投入・投出の社会的正当性と社会的有益性にかかわることが多くなり、その調査・検証の社会的制御費用を負担しなければならなくなる。ただそれ自体が金融仲介者の仕事であるので、その仕事に必要な情報や知識、技能が集中されることによって、この費用を軽減できる。金融の自由化や参入の自由で、この安定した関係が崩れると、あらたにこの費用を負担しなければならなくなる。

社会的正当性基準 (SJ) と社会的有益性基準 (SU) の具体的内容は、それぞれの時代において、人間のいろんな試行錯誤や失敗を通じて生み出され、いろ

んな経験や実践，学習によって開発されてくるものであり，それぞれの時代のニーズに応じて発展しそれぞれの時代の要請によって決められる。

従来の金融論や信用論において，金融の社会的機能や作用が説明されるとき，貸付けられた資金の使い方やその利用がもたらす社会的効果や有用性が具体的に問われることはなかった。また貸手はそのことに関心をもたないのも当然のこととされた。さらに貸手や借手の行為そしてそれらを仲介する行為の，社会的正当性や社会的有益性も積極的に問題にされることもなかった。

従来の金融論や信用論は，金融機能の形式的で中心的な機能や作用を説明するにとどまっていたのである。貯蓄と投資の循環が滞りなく進展すればそれで良しとするものであった。その循環の停滞や障害をさけ，その数量を適切に調整することに主眼がおかれていた。貨幣や信用の実質的で社会的な便益や効用は，循環さえ順調に進めば，当然にあるものとして想定されていたのである。

しかし，金融の公共性を追究するとなると，そういうわけにはいかない。金融の社会的利益は，人間の金融行為によって自動的に生み出されるものでないからである。金融の公共性の立場からみれば，どういう人間のどういう金融行為によって，どのような金融の社会的利益が生み出され，それがどのように社会成員に配分されたのか，そしてそれらの社会的利益を生み出すためにどのような金融制御行為がどのように作用したのか，これらのことを総合的・具体的・動態的に検証することに重大な関心がある。

共同制御とは，共同利益を実現するために，利用関係者すべてがその行為を制御しあうとともに，利用関係者全体で有効に制御できる方法を創出することであった。したがって，金融における共同制御とは，利用関係者すべてが，上述した社会的正当性と社会的有益性の基準を作成し，それにもとづいて行為制御を実施し，より高い水準のより有効な方法を創出することである。

社会的正当性と社会的有益性の実現の方法には，自己行為で可能な場合と，取引相手方の行為に関係しなければならない場合があった。前者を自己行為制御，後者を相手行為制御とよぶことにしよう。

自己行為制御とは，社会的正当性と社会的有益性基準を具体化した行動規範や行為原則を作成して実行することである。その実行状況は自己評価や客観的



評価・第三者監査をつうじて定期的に点検し、積極的な情報開示と外部環境との継続的なコミュニケーション（外部評価）によってその改善を目指すのである。

相手行為制御とは、取引先が社会的正当性と社会的有益性基準を作成しそれを順守しているかどうか、その改善にどのように努力しているかについて情報開示をもとめ、情報収集と評価を実施してその改善を要求することである。

いずれにしても、社会的正当性と社会的有益性についての情報開示と社会的評価が不可欠になる。

したがって、開示情報の厳正さと正確性の確保、さらに有効で簡素で費用のかからない評価方法が必要になる。これには、公的な監査や監督機関、民間の監査・評価機関、会計士、税理士、弁護士、調査・評価機関、格付け機関、マスコミなど、わたしが「金融周辺行為」と名づけた専門的金融行為が、きわめて重要な役割を果たす。<sup>6)</sup>

貸手、借手、金融仲介者のそれぞれが、この自己行為制御と相手行為制御を効果的に実施すれば、それらの相互制御作用によって、平均的な金融の共同利益水準は引き上げられる。金融における信用評価や価格評価は、それらの平均的水準を反映して高められ、これらの制御費用を負担していない者には不利に働くようになる。

### Ⅲ 社会的責任投資（SRI）の発展と社会的責任金融（SRF）

金融の共同利益の実現をめざして金融を意識的・意図的に制御しようという試みは現代においてますます盛んになってきた。これが歴史的にどのように生まれ、どのように発展してきたのか、このことを、社会的責任投資（SRI）の発展とそれが社会的責任金融（SRF）へと展開していく過程を概略的に追って、具体的にみていくこととしよう。

前章の図表3と4を参照して、貸手→金融仲介者→借手の順序でみていくと、社会的責任投資（SRI）の歴史とその発展、成熟過程の流れを追うことができる。そしてその成熟を起点にして、借手→金融仲介者→貸手とこの流れを逆にみてい

けば、社会的責任金融の展開と金融の公共性の発展を展望することができる。<sup>7)</sup>

社会的責任投資 (SRI: Socially Responsible Investment) の定義については、国際的にも標準的な定説はないという。その関係文書でよく引用されているのが、「企業へ株式投資をするとき、企業の収益性や成長性という財務的要素だけでなく、環境面への配慮や社会的側面などの非財務的要素 (社会的責任) に注目して投資する手法」というものである。

通常、株式投資をする際には、まず投資対象となる企業 (株式銘柄) を評価・選別する必要があるが、その企業の収益性や将来それを予測させる銘柄に投資するのが株式投資の鉄則といわれる。収益性が高ければ高いほど、それは高配当 (インカム・ゲイン) や株値値上がりによる利益 (キャピタル・ゲイン) を保証するからである。

しかし、SRI は、このような利益基準の評価だけで投資するのではなく、企業が社会的責任を果たしているかどうかという基準、つまり社会的責任基準で株式投資をしようという行動・行為である。SRI は、利益第一主義や経済成長至上主義、拝金主義、カネさえもうかれればなんでもいいという経済と生活スタイルの反省を迫っているのである。

自分さえもうかれれば、投機的利益さえ得られれば後はかまわないと考える投資家は多いが、SRI 活動の原点は、投資を通じて社会を少しでもよくしたい、社会に貢献したい、社会を変えたいという意識をもち、投資にともなう社会的責任を考えられる投資家、つまり社会的責任意識と金融倫理、金融モラルをもった投資家の発生である。

かれらが、借手である企業の資金の使い方、つまりその社会的有益性を問題にしたのである。社会的有益性の具体的内容は、それぞれの時代の要請やニーズによって生み出され、いろいろな実践や運動、試行錯誤のなかから開発されてくることについては前述した。では SRI 活動は、どのような社会的責任基準や社会的責任目標を生み出してきたのか、これが本章でのもっとも重要なテーマである。このことを次にみていくことにしよう。

貸手である投資家のなかから、自分の投資の社会的有益性を問題にする人々が現れたのは、古くは1920年代の英米においてである。

英米のキリスト教の教会が教会資産の運用のさい、宗教倫理や教義と相いれない企業への投資を控えたのである。アルコール、ギャンブル、タバコ関連の産業や児童を働かせている企業、高利貸しなどがその対象になった。自分の価値観や倫理観と矛盾する企業をスクリーン（選別）し、それを投資の対象から排除するネガティブ・スクリーニングである。教会は、さらにこの宗教倫理にもとづき株主としての行動も強めた。そして低所得者層の地域を支援する貸し付け制度にも乗り出した。これらの三つの行動は、アメリカのSRI活動の三つの特徴となった。現代にいたっても教会はこのような活動を続けており、英米においてSRI活動が盛んになる伝統をつくりあげた。

1970年代には、ベトナム戦争や南アフリカのアパルトヘイト（人種差別）に反対する政治運動や社会運動が盛り上がり、兵器産業や南アフリカと取引をしている企業への投資を排除する動きや株主行動が強まった。

1990年代には、1992年の地球環境サミットの開催、原発事故や環境汚染、地球環境の悪化や温暖化リスクが、持続可能性（Sustainable Development）ということに関心を強めた。環境に配慮して経営している企業を積極的に応援・評価する機運が高まった。好ましい優良な企業をスクリーン（選別）し、それに積極的に投資をすすめる方式、ポジティブ・スクリーニング方式が現れたのである。地球環境の悪化や温暖化リスクが現実になるにつれて、「持続可能性」というキーワードはますます社会的責任基準のなかで重みを増しつつある。

SRI活動は株式投資に限らないので、SRIをもっと広く定義しておく必要がある。

アメリカのSRI推進団体は、SRI活動にふくむ定義として、①社会的スクリーニング投資（Social Screening）、②株主行動（Shareholder Advocacy）、③コミュニティ投資（Community Investing）の三つをあげている。<sup>8）</sup>

①の社会的スクリーン投資とは、前述したように、ある社会的責任基準で企業を評価して選別投資をすることである。これにはネガティブ・スクリーニングとポジティブ・スクリーニング方式がある。

ある社会的責任基準からみて好ましくない特定の企業や業種を投資の対象から排除することを、ネガティブ・スクリーニングという。他方、社会的責任基

準で評価して望ましい優良な企業をスクリーン（選別）し、それに積極的に投資をすすめる方式が、ポジティブ・スクリーニングである。

②の株主行動とは、株主としての立場から、経営陣との対話や議決権行使、株主議案の提出などの行動を通じて、社会的責任目標を実現しようとするものである。

③のコミュニティ投資とは、投資という名称ではあるが、通常の融資では対象とはならない低所得層の住むスラムや貧困地域を支援するための貸し付けである。経済的自立や子育て支援など地域活性化対策のための融資であって、コミュニティ投資専門の金融機関 CDFI を通じて実施されるものである。

ヨーロッパの SRI 推進団体は、SRI 活動を、狭義の SRI (Core SRI) と広義の SRI (Broad SRI) とに区分する。コア SRI とは、複数の社会的責任基準によってネガティブ・スクリーニングやポジティブ・スクリーニングを行う SRI のことである。それ以外の単一基準によるスクリーニングや株主行動 (Engagement) などは、ブロード SRI に含まれる。<sup>9)</sup>

日本の SRI 推進団体も、広義の SRI には、株以外の債券投資やプロジェクト・ファイナンスへの融資、コミュニティ投資、そして株主行動もふくまれるという。そして広義の SRI を、「社会性に配慮したお金の流れをつくる投融資行動」と定義する。<sup>10)</sup>

SRI は、欧米を中心にして発展してきた。SRI 市場がもっとも進んでいるのは、アメリカである。SRI 運用資産の総額は、金融機関経由で運用されている金融資産の1割を占めるまでになっており、アメリカでは一定の市民権を得ているという。図表 5 は、1995年から2005年までの10年間の SRI 市場の推移とその内訳を示したものである。(図表 5 参照)

2005年の SRI 資金残高は、2兆290億ドル(約240兆円)である。このうちスクリーニング運用が全体の73%をしめ1兆6850億ドル、株主行動は31%で7030億ドル、コミュニティ投資は1%で200億ドルである。スクリーニング運用と株主行動の両方を行うものが5%の1170億ドルある。1995年から2005年の10年の推移をみると、総額は1999年以降2兆ドルの大台を確保しているものの伸びはなく、2005年にはスクリーニング運用が激減している。この要因については、

後ほど詳しく検討する予定である。

ヨーロッパのSRI市場のデータはまだ整備途上で完全ではないといわれるが、図表6の公表データによって、その概要をのぞいておこう（図表6参照）。2005年末のSRI資金残高は、全体で1兆331億ユーロ（約155兆円）である。その内、10%がコアSRIで1050億ユーロである。国別の内訳でみると、コアSRIはイギリスが28.9%、オランダが39.3%で、圧倒的に多くをしめている。これは、いずれの国でも年金基金がスクリーニング運用を実施しているからである。

日本の現状はというと、欧米と比較すると大人と赤子ぐらゐの差がある。後

図表5 アメリカのSRI資金規模の推移（1995-2005）（単位：10億ドル）

	1995	1997	1999	2001	2003	2005
社会的スクリーニング	162	529	1497	2010	2143	1685
株主行動	473	736	922	897	448	703
（上記の重複部分）	(n/a)	(84)	(265)	(592)	(441)	(117)
コミュニティ投資	4	4	5	8	14	20
合計	639	1185	2159	2323	2164	2290

出所) USA Social Investment Forum [2005] *2005 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States 10-year Review*, より筆者作成。

図表6 ヨーロッパの国別SRI資金残高（2005年12月31日時点）（単位：10億ユーロ）

国	コアSRI		SRI全体	
	資金規模	比率(%)	資金規模	比率(%)
オーストリア	1	0.9	1.2	0.1
ベルギー	9.5	9.0	149	14.4
フランス	8.2	7.8	13.8	1.3
ドイツ	3	2.8	5.3	0.5
イタリア	2.87	2.7	2.89	0.3
オランダ	41.5	39.3	47.5	4.6
スペイン	1.5	1.4	25	2.4
スイス	7	6.6	7.45	0.7
イギリス	30.5	28.9	781	75.6
合計	105.07	100	1033.14	100

出所) European Social Investment Forum [2006] *European SRI Study 2006*, より筆者作成。

ほど詳しく紹介するが、日本でSRI型投資信託(SRIファンド)が設定されたのは、1999年のエコファンドからであり、まだ歴史は浅い。それ以降20本をこえるSRIファンドが設定されたが、2006年3月31日の純資産残高の総計は、2467億円ほどにしかならない。アメリカやヨーロッパでSRI資産規模が大きいのは、宗教団体、組合、政府年金、企業年金基金、大学などの機関投資家がスクリーニング運用をしているからであるが、日本ではそれも少ない。東京都教職員互助会の年金運用が5億円、住友信託の企業年金向け投資信託が25億円、しんきんアセットマネジメントと中央三井アセットマネジメントの確定拠出年金が、40億円ほどである。

水口剛氏が日本のSRI市場を推計しているが、それによれば社会的スクリーニングが個人投資家向けで1107.5億円、年金向けで70.0億円、株主行動が脱原発東電株主運動の会で14.5億円、コミュニティ投資にあたるNPOバンクが11.9億円、市民風車が9.2億円、総計すれば1213.1億円になるという。あくまでおおまかな推計であると断わっている。<sup>11)</sup>

金融仲介者のなかからも、投資はカネさえもうかればそれでよい、という考えや営業姿勢に疑問をもつ金融実務家や金融マンが現れた。

アメリカで、最初のSRI調査運用会社(Domini Social Investment KLD Research & Analytics)を立ち上げたエイミー・ドミニ氏は、次のようにいう。「私が社会的責任投資家になった最初のきっかけは1978年であった。当時私は証券会社におり、ベトナム戦争の時に成人した。私が『信条を売り』、軍事産業という『機械の歯車』になったという事実は、おカネをどんどん得るに従って悩ましいことではなくなっていった。しかし、その事実は私の心のどこかに常にあった。そうこうするうちに、取引をする人との人間関係を築いていくなかで、彼らに株の買い推奨をするように努めた。ある日私の会社の調査部が、大きな軍需契約をとる可能性が高いと判断した会社の買い推奨を発表した。調査部の予想に基づいて同僚のブローカーは優良顧客にその会社の株を買うよう勧める電話をしていた。私は吐き気を催した。好意を持っていた人々に電話して殺人機械に投資することを勧めるほど私は堕落してしまったのであろうかと。それは私にとって悟りの瞬間であった。その日以降、多くの社会的責任投資家

が同じような瞬間を体験したことに気づくようになった。あなた自信とあなたの価値観とをより首尾一貫したものにすることにこそ価値がある。」<sup>121</sup>

日本版社会的責任投資の伝道者として、社会起業家（ソーシャル・ベンチャー）特集本に紹介されている秋山をね氏は、次のようにいう。「私は、10年以上、アメリカの証券会社で働いてきました。ウォール街は、いくら稼いだかですべてが決まる世界です。人柄が良い、まじめに仕事をしている、そういったことよりも、いくら稼いだか、いくらボーナスをもらったか、そんなことで、人の評価が決まります。たとえ、ずるいことをしても、少しぐらい社会規範にはずれても、法律的にグレイなことでも、稼げば勝ちです。こういった考え方に、長い間、なじめずにいました。そんな時、社会責任投資に出会ったのです。社会責任投資をぜひ日本で広めたいと思い、この考えに出会って半年後、同じ思いを持つ元上司と二人で、社会責任投資のための調査会社として株式会社「インテグレックス」を立ち上げました。」<sup>131</sup>

このような考えをもつ金融マンや社会運動家、社会起業家（ソーシャル・ベンチャー）たちが、社会的責任投資をより専門的・組織的に行うため、企業の社会的責任状況を評価する調査会社を立ち上げた。そして、SRI型投資信託を創設し、それを運用する会社を起こした。それがSRIファンドである。専門家がSRI評価にもとづいて運用し、個人は小口資金で好きなだけ購入できる。実際に、運用成績が良好であるので、アメリカにおいては、1990年代にこのSRIファンドは拡大した。アメリカでは200本をこえるほどのSRIファンドが現れている。

SRI調査・評価機関とSRIファンドの活動によって、借手である企業の社会的正当性や社会的有益性を評価する基準や方法がより洗練され、多様な優れた方法が開発されるようになった。今では世界中に、このような調査や評価を行う会社や専門機関が多数創設され、いろんな評価方法が存在するようになっている。この詳細な検討は、本稿の範囲を超えるので、稿を改めて検討する。

ここでは日本におけるSRIファンド、そして日本の主なSRI調査・評価機関とその特徴、さらに国際的なSRI調査・評価機関が開発したSRIグローバル・インデックスを紹介して、その一端をみておきたい。

図表7と図表8は、日本で設定されたSRIファンド(SRI型投資信託)を一覧にしたものである。図表7は国内株式に投資をする投資信託、図表8は国際株式で運用する国際株式型投資信託である(図表7, 8参照)。列項目は、創設された年度、運用会社、ファンド愛称(正式名称は表に収まらないので省略)、運用のさいにスクリーニングする評価基準、純資産額、そしてそのスクリーニングの際に調査を請け負ったか、あるいは運用の調査データを提供したSRI調査・評価機関名である。<sup>14)</sup>

日本におけるSRIファンドの第1号は、1999年に創設された日興アセットマネジメントの「日興エコファンド」である。その後も、環境に配慮して優れた経営をしている企業を選んで投資する環境型SRIファンドが先行した。

2000年になってから、環境以外のテーマを社会的責任基準とする総合型SRIファンドが現れるようになった。朝日ライフアセットマネジメントが運用する「朝日ライフSRI社会貢献ファンド(愛称:あすのはね)」は、環境、雇用、消費者対応、市民社会貢献を評価してその企業に投資するファンドである。総合型ファンドは、その多くが環境、社会、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の三つの要素について評価する。

注目すべき存在は、三菱UFJ投信が運用する「三菱UFJSRIファンド(愛称:ファミリーフレンドリー)」である。これは、仕事と生活の両立、社会支援、健康と安全企業を応援しようとするファンドである。企画と調査を担当したグッドバンカー社の取締役:朝倉万喜子氏は、次のようにいう。「ファミフレンドを企画した背景には、企業が少子高齢化問題にどうかかわればいいのかという問題意識がある。企業が変われば社会も変わるわけで、育児や介護休業の制度が充実している企業、ワーク・ライフ・バランスに向け独自の施策を実施している企業をマーケット(市場)として応援したいという気持ちがあった」。売れ行きはかならずしもよくないが、若年層、女性、高学歴層などの新しい投資家層が購入していることに手応えを感じているとのことである。<sup>15)</sup>

純資産額の大きいSRIファンドは、大和証券投資信託委託が運用するダイワエコファンドであり、環境をテーマにして、純資産533億円を集めている。

アメリカと比較してみると、日本のSRIファンドは、おとなしいSRIファ



図表7 日本のSRI型投資信託一覧（国内株式型）

設定年	運用会社	ファンド愛称	スクリーニング 評価基準	純資産 (億円)	調査担当機関
1999	日興アセットマネジメント	日興エコファンド	環境	491.18	グッドバンカー
1999	損保ジャパン・アセットマネジメント	ぶなの森	環境	178.8	損保ジャパン・リスクマネジメント
1999	興銀第一ライフ・アセットマネジメント	エコ・ファンド	環境	62.22	グッドバンカー
1999	UBSグローバル・アセット・マネジメント	エコ博士	環境	42.55	日本総合研究所
2000	三菱UFJ投信	みどりの翼	環境	30.43	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
2000	朝日ライフアセットマネジメント	あすのはね	環境・雇用・消費者 対応・市民社会貢献	50.99	stock at stake
2000	三井住友アセットマネジメント	海と空	環境（温暖化）	13.39	インターリスク総研
2003	住信アセットマネジメント	グッドカンパニー	法律・環境・社会・ 経済	483.83	日本総合研究所
2004	大和証券投資信託委託	ダイワ SRI ファンド	環境・社会貢献・経 営体制・ガバナンス	165.25	インテグレックス
2004	野村アセットマネジメント	つながり	ガバナンス・アカウンタビ リティ・雇用・社会貢献・環境	35.9	パブリックリソースセンター
2004	三菱UFJ投信	ファミリー・ フレンドリー	仕事と生活の両立・社 会支援・健康と安全	37.55	グッドバンカー
2005	AIG投信投資顧問	すいれん	環境・社会的責任・コー ポレートガバナンス	64.08	IRRC
2005	AIG投信投資顧問	誠実の社	環境・社会的責任・コー ポレートガバナンス	116.56	IRRC
2005	損保ジャパン・アセットマネジメント	未来のちから	ガバナンス・マーケット・ 雇用・社会貢献・環境	16.47	パブリックリソースセンター、損保ジャパン・リスクマネジメント
2005	AIG投信投資顧問	クラス G	環境・社会的責任・コー ポレートガバナンス	6.7	IRRC
2006	大和証券投資信託委託	ダイワ・エコ・ ファンド	環境	533.06	日本総合研究所

出所) Japan Social Investment Forum HP より筆者作成。純資産額は2006/3/31  
付けモーニングスター。

図表8 日本のSRI型投資信託一覧(国際株式型)

設定年	運用会社	ファンド愛称	スクリーニング 評価基準	純資産 (億円)	調査担当機関
2000	日興アセットマネジメント	グローブA	経済・社会・環境	11.05	SAM
2000	日興アセットマネジメント	グローブB	経済・社会・環境	6.47	SAM
2001	大和住銀投信投資顧問	Mrs グリーンA	環境	14.75	Inovest Strategic Value Adviser
2001	大和住銀投信投資顧問	Mrs グリーンB	環境	26.35	Inovest Strategic Value Adviser
2003	UBS グローバル・アセット・マネジメント	UBS グローバル株式40	DJSWI	40.51	UBS AG
2004	野村アセットマネジメント	野村世界社会的責任投資	FTSE4Good Global 100	38.6	FTSE

注) 同一のファンドでABとあるのは為替ヘッジ付の有無。

出所) Japan Social Investment Forum HP より筆者作成。純資産額は2006/3/31 付けモーニングスター。

ンド、温厚なSRIファンド、控えめなSRIファンドという特徴をもっている。アメリカのように、ネガティブ・スクリーニングをしないし、株主として議決権行使や対話などの積極的な株主行動をしないこと、さらにコミュニティ投資をとまなわないからである。

このSRIファンドの調査を担当したSRI調査・評価機関についても、その特徴をみておこう。図表9は、主要な調査・評価機関について、それがもつばら守備範囲にしている評価テーマ、そして評価基準を設立順に一覧にまとめたものである。(図表9参照)。<sup>16)</sup>

日本のSRI調査・評価機関は、三つに分類できる。環境専念型、総合型、異色型の三つである。

環境専念型の調査・評価機関は、UFJ総合研究所、インターリスク総研、損保ジャパン・リスクマネジメントである。環境経営方針、環境マネジメントシステム、環境負荷の軽減、環境コミュニケーション、社員の環境教育などを評価する。

図表 9 日本の主な SRI 調査・評価機関の評価テーマと基準

調査・評価機関	評価テーマ	評価基準
日本総合研究所 (1969年：三井住友フィナンシャル・グループ)	環境・社会	法令順守，説明責任と情報公開，顧客対応，人材の育成・支援，環境保全，グローバル市場への対応，社会活動への関与
UFJ総合研究所 (1985年：UFJ系列のシンクタンク)	環境	環境経営方針，環境マネジメントシステム，環境負荷の軽減，環境コミュニケーション，社員の環境教育
グッドバンカー (1998年：独立系株式会社)	注)	注)
パブリック・リソースセンター (2000年：特定非営利活動法人)	ガバナンス・アカウンタビリティ，マーケット，雇用，社会貢献，環境	経営理念・企業倫理・情報公開，消費者対応・顧客対応・調達先対応，雇用の維持・確保・人権の保護・多様な雇用機会の提供，社員のボランティア活動・地域との共生，環境マネジメント・環境会計・規制順守
インテグレックス (2001年独立系株式会社)	企業の誠実性・透明性	経営トップの理念，企業の透明性，倫理コンプライアンスのマネジメント
インターリスク総研 (2001年：三井住友海上系のシンクタンク)	環境全般（その中でもとくに地球温暖化対策）	環境管理体制，環境会計の導入・情報公開
損保ジャパン・リスクマネジメント (2001年：損保ジャパングループ)	環境全般	環境方針マネジメントの展開度，情報開示・コミュニケーション，環境負荷の削減・環境効率の改善

注) グッドバンカー社は下記の調査に答えていない。また自身のHPでも評価テーマと評価方法を開示していない。環境対応，社会的責任履行，企業統治，企業倫理と広く評価テーマを設定していることは見受けられる。

出所) Japan Social Investment Forum [2005]『日本における SRI 調査機関の現状』と各機関の HP より筆者作成。

総合型の調査・評価機関は、日本総合研究所、パブリック・リソースセンターである。法令順守、説明責任と情報公開、顧客対応、人材の育成・支援、環境保全、グローバル市場への対応、社会活動への関与などを、評価する。

異色型の調査・評価機関は、インテグレックスである。これは企業の誠実性を中心にして評価してみようというものであって、社会的責任の実績よりもそれを生み出すプロセスや情報公開などの、企業の誠実性・透明性に注目するものである。経営トップの理念、企業の透明性、倫理コンプライアンスのマネジメントなどを評価する。

SRI グローバル・インデックスというのは、株価指数のことであるが、特定の社会的責任基準のふるいにかけた企業銘柄で構成された株価指数のことである。このSRI インデックスの推移と変化をみることで、SRI 関連企業の株価の平均変動値とその業績を知ることができ、SRI 以外の株価指数と比較することで、SRI 関連企業の運用実績を評価する基準値（ベンチマーク）にもなり、さらに運用のスクリーニング資料としても利用することができる。先にあげた図表8の日本の国際株式型投資信託においても、スクリーニング調査に利用されていた。

図表10は、主要なSRI グローバル・インデックスについて、主な特徴と作成機関、作成方法を一覧にしたものである（図表10参照）。これをみてそのいくつかの特徴を指摘しておこう。<sup>17)</sup>

まず注目すべきことは、そのグローバル的広がりである。

Domini Social Index は、アメリカの主要株価指数であるS&P500を基本としており、Dow Jones Sustainability Indexes は、ダウ・ジョーンズ社のDow Jones Global Index を基にして世界、欧州、ユーロ使用圏の3地域について、計6種類のインデックスを作成している。Ethibel Sustainability Index は、世界の主要株価指数であるS&P Global 1200を使っている。これによって、世界の主要大企業のほとんどをカバーしているのである。

次に、ネガティブ・スクリーニングを実施していることである。

Domini Social Index は、タバコ、アルコール、ギャンブル、原子力、兵器に関係する企業をネガティブ・スクリーニングし、Dow Jones Sustainability

図表10 世界の主な SRI インデックス（SRI 株価指数）

SRI インデックス名	主な特徴と作成機関	作成方法
Domini Social Index	1990年、アメリカの KLD Reseach & Analytics が作成。	アメリカの主要株価指数である S & P500を基本とし、①タバコ、アルコール、ギャンブル、原子力、兵器に関する企業のネガティブ・スクリーニング、②環境配慮、市民、雇用、多様性の観点から評価するポジティブ・スクリーニングの2段階で組み入れ企業を選定。
Dow Jones Sustainability Indexes	1999年、アメリカのダウ・ジョーンズ社とスイスのサステナビリティ調査会社であるSAMサステナビリティ・グループの共同開発によって作成。世界、欧州、ユーロ使用圏の3地域について、ポジティブ・スクリーニングのみのものと、その後ネガティブ・スクリーニングをしたものとの6種類のインデックス。	ダウ・ジョーンズ社の Dow Jones Global Index を基本とし、①経済合理性、②環境適合性、③社会適合性の三つの基準によるポジティブ・スクリーニングで組み入れ企業を選定。その後、アルコール、ギャンブル、武器を扱う企業を除くネガティブ・スクリーニングを行い組み入れ企業を選定。
Ethibel Sustainability Index	2000年、ベルギーの非営利団体で SRI 調査・評価機関である Ethibel 社が作成。	世界の主要株価指数である S&P Global 1200 を基本とし、①従業員や就労環境に対する配慮、②環境に対する配慮、③ステークホルダーや企業をとりまく社会への配慮、④法令遵守やコーポレートガバナンスなど倫理面や経済性への配慮、の4つの基準で組み入れ企業を選定。
FTSE 4 Good	2001年、イギリスの金融新聞であるファイナンシャル・タイムズとロンドン証券取引所の合弁会社である FTS E社が開発・作成。UK, Europe, US, Global, Japan の5種類のインデックス。	①タバコ、核兵器、兵器、原子力、ウランに関する企業のネガティブ・スクリーニング、②環境の側面、社会的側面、人権の三つの基準から評価するポジティブ・スクリーニングの2段階で組み入れ企業を選定。
Morningstar SRI Index	2003年、日本において総合的な金融情報の提供を行うモーニングスター社とNPO法人パブリックリソースセンターが開発したインデックス。	日本国内の上場企業3600社を対象に、①ガバナンス・アカンタビリティ、②マーケット、③雇用、④社会貢献、⑤環境の5つの基準で組み入れ企業を選定。

出所) CSR Archives とそれぞれの作成機関の HP を基に筆者作成。

Indexes は、アルコール、ギャンブル、武器を扱う企業を除くネガティブ・スクリーニングを行っている。

三つ目の特徴は、社会的責任基準や目標が、環境、社会、コーポレート・ガバナンス（企業統治）と三つに集約されてきたことである。

Domini Social Index は、①環境配慮、②市民、③雇用、④多様性の配慮という観点からのポジティブ・スクリーニングを実施し、Dow Jones Sustainability Indexes は、①経済合理性、②環境適合性、③社会適合性の三つの基準、Ethibel Sustainability Index は、①従業員や就労環境に対する配慮、②環境に対する配慮、③ステークホルダーや企業をとりまく社会への配慮、④法令順守やコーポレートガバナンスなどの4つの基準で、ポジティブ・スクリーニングを行っているのである。日本国内の上場企業3600社を対象にした Morningstar SRI Index では、①ガバナンス・アカウンタビリティ、②マーケット、③雇用、④社会貢献、⑤環境の5つの基準で組み入れ企業を選定している。

以上、社会的責任投資活動の足跡をざっとみてきたが、SRI 活動が掲げる社会的責任目標は、ますます多様になってきている。環境、人権、平和、安全、健康、地域振興、貧困対策、雇用対策など様々である。グローバル資本主義の生み出す格差の増大や貧困、雇用不安なども重要性を高めている。戦争、紛争、テロや民族間対立も激しくなり、平和・安全の課題もますます重要になっている。

これからも時代や社会の多面的な要請を受けて、いろんな社会的責任目標や基準が生み出されてくるであろう。社会的責任という用語には限定されない広がりがあるので、無限の可能性をもっている。

SRI は、広く定義してみるととたいへんに複雑になる。最後に、SRI をその形式的特徴から分類して、整理しておくことにしよう。

第1に、直接仲介型 SRI である。

これは貸手である一般投資家や機関投資家が、ある自分の SRI 基準で、借手を直接に評価・選別する方法である。したがってその調査費用やリスクは自分が負担しなければならない。ただしこのとき SRI 調査機関の評価・選別に頼る場合は、中間型 SRI との区分があいまいになる。

第2に、間接仲介型 SRI である。

銀行などがSRI預金などの金融商品を開発したり、SRI融資や投資を行うケースである。日本においては滋賀銀行、びわこ銀行、西京銀行、八十二銀行など、最近になってこのような金融商品を開発する銀行が増加している。<sup>18)</sup>

第3に、中間型SRIがある。

上記の両者の間に多様な中間型SRIがある。代表的には本稿で概要を紹介した投資信託型SRIである。これらは貸手が自分のSRI基準で直接に借手を選別するわけではないが、貸手の望む方向や目的でのSRI評価と選別を、SRI専門仲介業者がしてくれるものである。このように、貸手の望む目的にそって専門の仲介業者を組織するSRIが、たくさん現れるようになってきている。市民バンク、NPOバンク、まちづくりファンド、地域おこしファンド、さまざまな社会起業家（ソーシャル・ベンチャー）支援金融などである。バングラデシュのグラミン銀行のマイクロ・クレジット（小口金融）もこの範ちゅうに入る。これは、貧困解決と女性の自立支援を目的にした小規模無担保連帯融資のことである。<sup>19)</sup>

投資家やSRIファンドが借手である企業の社会的責任を評価する活動は、企業みずからがその社会的責任を自覚し、それを意識的・計画的に実践する活動、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）活動を強めた。SRIの定義にも、「企業のCSRに注目して投資する手法」というものが現れるようになった。SRIとCSRは、車の両輪のように、連動しあい、おたがいに影響を与えあい、おたがいを強める存在になったのである。

CSRについても国際的に統一した定義はまだないという。EU（欧州委員会）の「EUホワイトペーパー」（2002）は、「責任ある行動が持続可能な事業の成功につながるという認識を、企業が深め、社会・環境問題を自発的に、その事業活動およびステークホルダーとの相互関係に取り入れるための概念」という。経済同友会は2003年第15回企業白書で、CSRを次のように定義している。「CSRは、企業と社会の相乗発展のメカニズムを築くことによって、企業の持続的な価値創造とより良い社会の実現を目指す取組みである。その中心的キーワードは、持続可能性（sustainability）であり、経済・環境・社会のトリプル・ボトムラインにおいて、企業は結果を求められる時代になっている。」<sup>20)</sup>

これらの意見を集約したものが次の定義である。「CSR とは、『企業が社会の一員として、社会に対して果たすべき役割と責任』を意味しており、詳しくは『企業が社会の一員として、社会と企業の持続的発展を目指して、経営戦略の中核に位置づけ、さまざまなステークホルダーとの相互交流を深め、経済・環境・社会問題について、社会の信頼を得るために果たすべき自主的取組みである。』」<sup>21)</sup>

ステークホルダーとは、通常、企業の存続や発展に利害関係をもつさまざまな主体のことを指しているが、具体的にあげられているのは、消費者、従業員、投資家、株主、取引先、地域社会、取引先金融機関、政府関係、NGO・NPO などである。

企業は、環境、雇用、人権、法令順守、地域貢献などのテーマで、これらのステークホルダーとコミュニケーションを深め、これらの関係者に向けて積極的に情報開示をすすめることが求められるようになった。財務情報とは別に、その取り組み状況を総括して開示した CSR 報告書や環境報告書を公表する企業が増えている。<sup>22)</sup>

先に言及した経済同友会は、2003年に企業白書で CSR を提起したあと、2004年、2006年と、加盟企業の自己評価レポートをまとめている。2006年のレポートによれば、CSR の推進体制は60%の企業が築き2年で倍増したこと、持続可能性報告書ないし環境報告書を発行している企業は従業員5000名以上の製造業で95%に達したが非製造業は43%にとどまること、多様なステークホルダーとの対話は60%の企業が何らかの形で実施していること、CSR 調達基準は、31%の企業が策定し、12%の企業が取引先に助言・指導しているとのことである。

しかし、品質・安全の保証体制、事故・トラブル対応、公正取引・競争の徹底、個人情報保護で「十分である」と自信をもつ企業は半数以下であること、行動規範の周知徹底が「十分である」との企業は55%であること、業績評価にコンプライアンス考慮が「十分に機能している」と回答した企業は11%であった。<sup>23)</sup>

CSR は、今では国際的な広がりを見せている。国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization) は、2004年6月ストックホルム国際会議で、CSR 規格 (SR 規格) を策定することを決定した。ただし、その



論議の過程で、対象を企業に限定しないこととなり、SR 規格（SR: Social Responsibility）として検討していくことになった。社会的責任目標と基準をもつべき対象は企業にとどまらないのであって、それ以外の団体や組織、例えば政府、自治体、大学などもふくまれる。残念なのは、この規格が第三者認証を必要としない自主的基準になりそうなことである。

EU（欧州連合）は、CSR はこれからの国際競争戦略の根幹に位置するものと公式文書で述べており、2001年にはイギリスで、2002年にはフランスで CSR 担当大臣がおかれるようになった。

さて、借手である企業がその社会的責任を意識的・計画的に追求するようになれば、それは金融仲介者にも波及する。株式会社として金融仲介を担う金融機関にも、当然に、企業としての社会的責任が発生する。金融機関の社会的責任、金融 CSR の登場である。

しかも、金融機関は、通常の企業とは比べものにならないほど、多数の顧客や取引先と無数の債権・債務関係で結ばれており、その社会的責任はより高度なものとなる。

さらに、金融機関は、借手としての社会的機能と貸手としての社会的機能の両方に関係しており、その社会的機能を通じて社会的責任を実行すべき立場にもある。そしてまた取引先である貸手、借手の社会的責任にもかかわる。そのことから、金融 CSR は二重あるいは三重の重要性をもつといえる。<sup>24)</sup>

金融 CSR は、その社会的責任の範囲の広さとかかわりの強さにおいて、一般の CSR よりもはるかに高度な CSR なのである。

金融 CSR は、金融仲介者全般、つまり一般の銀行、証券、保険、ノンバンク、消費者金融、カード・信販会社、投資信託運用会社・販売会社、金融先物業者、ヘッジファンド、証券取引所、それに SRI ファンドもその対象になる。また民間の金融仲介者だけでなく、日銀や財務省、金融庁などの金融にかかわる公的団体も当然にその適用対象である。

村上ファンドのように、もうかりさえすれば情報操作やインサイダーもかまわないという金融機関、信用取引をあおって自分のもうけのために顧客を借金漬けにしても気にとめない金融機関、違法な取り立てや貸し付けを強引にすす

めた消費者金融会社、手数料稼ぎのためにマネーゲームに走る投資家を育成している証券会社や証拠金業者、検査を忌避するために虚偽の報告書を監督機関に出した銀行幹部、これらの金融行為を透明性、顧客サービス、法令順守、貸手責任などの金融 CSR 基準から評価すれば最悪の結果になる。

SRI ファンドも金融仲介者であり、金融 CSR の洗礼を受ける。SRI ファンドはその手本を示さなければならない。運用がブラックボックスになりやすい通常の投資信託にはない透明性、情報開示、投資家教育や啓発活動などの点で優位性を見せなければならない。

金融 CSR について、金融庁は、2006年1月から3月にかけて、金融機関の CSR 実態調査を実施した。預金取扱金融機関、保険会社、証券会社を網羅した本格的なものであった。<sup>26)</sup>

それによれば、「CSR を重視した取組みを行っている」と回答した金融機関の割合は、預金取扱金融機関で78.1%、保険会社で79.0%、証券会社等で48.2%であった。預金取扱金融機関のうちその割合が高いのが、地域銀行で98.2%、次が信金・信組・労金で75.1%、一番低いのが主要行等で67.6%であった。地域銀行は地域貢献の取組をしていることがこれに反映した。証券会社等の割合がとても低い、その内訳は、証券会社が47.8%、投信・投資顧問49.7%・金融先物業者44.1%であった。

全体としてかなり低い水準であり、証券会社については時代遅れもはなはだしいといえる。しかも「CSR を専門に担当する組織・機関があるか」との質問では、「ある」と回答した金融機関の割合は、全体で13%という低い水準であった。CSR に取り組んでいる割合の高い地域銀行でも、組織体制となると18.0%の低い水準であった。

CSR の推進体制を60%の企業が実施しているという経済同友会の調査と比較しても、その低水準ぶりが明らかである。

CSR の具体的事例も公開されているが、詳細にわたるのでこの検討は別の機会に譲ることにする。

この調査で、金融庁は CSR を次のように定義している。「企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー（利害関係者）との関係の中で認

識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組みのことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令順守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取組みと広範にわたるものを指す」。<sup>26)</sup>

ここでCSRの定義をより具体的に示していることは評価できるが、金融CSRが一般のCSRと異なるという意識は希薄である。一般の企業のCSRを金融機関にそのまま当てはめるだけでなく、金融CSRを特別に定義しておくことが必要であった。

さて借手である企業が社会的責任を自覚するようになり、金融仲介者も、より高度な社会的責任を求められ始めたことを知って、わたしたちはまた貸手のところへと戻ってきた。

わたしたちは、一部の進歩的な貸手であるSRI投資家から出発したのであった。しかし今では、貸手の前には、社会的責任に関する情報開示資料や、さまざまな調査・評価機関がその社会的責任の実施状況を多面的に点検・評価した情報がふんだんにあるようになっている。

貸手たちも変わらなければならない。

現実には、企業年金・公的年金などの機関投資家の現場では、世界的に大きなうねりが起きている。かれらが動かす巨額の資金が、社会的責任を求めて動き始めたのである。

EUにおいては、イギリスで2000年に改正年金法が施行され、年金基金の運用会社に、投資先企業の社会・環境・倫理的側面の評価をしているかどうかを公表する義務が課せられた。また2001年にはフランスで会社法が改正され、上場企業に財務・環境・社会的側面の情報開示が義務づけられた。同年には、ドイツでも、年金基金運用会社に、投資先企業の社会・環境・倫理的側面の評価をしているかどうかを公表する義務が課せられた。これを契機に機関投資家がSRI運用に積極的に取り組むようになったことが、EU諸国のSRI活動を大きく押し上げたのである。

2006年4月には、国連「責任投資原則（PRI: Principles for Responsible Investment）」の署名式がパリとニューヨークの証券取引所で行われた。この「責任投資原則」は、アナン国連事務総長の呼びかけで、国連環境計画・金融

イニシアティブ (UNEP FI) と国連グローバル・コンパクト (GC) が共同で作成したもので、年金基金や資産運用会社などの機関投資家に、環境・社会・企業統治の三要素 (三つのイニシャルをとって ESG) を投資の意思決定過程に組み込むことなどを求めた投資原則である。これに署名した機関投資家は、その原則にしたがうことと、その実施状況を報告することが要求される。

この署名式には、16ヶ国から66の機関投資家が参加し、その運用資産残高は、5兆ドル (約555兆円) 超と、世界のヘッジファンドの合計を上回る規模にもなったという。米最大の年金である米カリフォルニア州退職年金基金 (カルパス)、世界最大級の2500億ドルを運用するノルウエー政府年金基金、英国最大の年金運用機関ハーミーズなども署名した。日本からはキッコーマンの企業年金、三菱 UFJ 信託銀行、住友信託銀行、損害保険ジャパン、大和証券投資信託委託が署名をした。<sup>27)</sup>

このような動きが、環境や雇用、人権、法令順守などの企業統治に努力している企業の株価を上昇させるようになれば、一般の投資家もこれに続く。

自分さえ投機的利益を得られれば社会がどうなってもいいと考える投資家には、社会的責任意識をもち、自分がもうかるだけでなく社会にも利益が波及する投資方法を考えてもらう必要がある。

金融倫理・金融モラルを身につけマネーゲームに踊らされない投資家の育成と金融教育、投資にともなう社会的責任を考えられる投資家や金融消費者の育成と金融教育、このような社会的責任金融教育 (Socially Responsible Financial Education: SRFE) がますます重要になる。<sup>28)</sup>

少し古いが、SRI に対する日米英3ヶ国の個人投資家の意識を調査した貴重なデータがある。これは環境省がインターネットで調査したものである。その一部を表にまとめたものが図表11である (図表11参照)。<sup>29)</sup>

これで SRI 先進国のアメリカ・イギリスと、後進国である日本を比較してみると、興味深いことが分かる。例えば、「証券投資のさい企業の社会的責任を考慮すべきか」との問いに対しては、「考慮に入れるべき」と回答した割合は、アメリカ・イギリスがそれぞれ54.0%、46.7%であるが、日本では34.0%と低い。

図表 11 SRI に対する日米英 3 ヶ国個人投資家の意識調査比較（単位：％）

調 査 項 目	日 本	アメリカ	イギリス
証券投資のさい企業の社会的責任を考慮すべきか			
考慮に入れるべき	34.0	54.0	46.7
ある程度考慮にいれるべき	55.1	37.9	37.6
考慮にいれなくてよい	10.9	8.1	15.7
考慮に入れるべき領域			
環境問題への対応	70.4	54.2	62.8
製品等の顧客の健康・安全性	68.1	45.1	43.4
消費者保護への配慮	60.3	53.5	45.7
汚職の防止・政治献金の適正	51.0	61.6	58.1
安定した雇用の確保	30.4	54.9	37.2
従業員の健康・安全	30.0	53.9	53.5
労使関係・従業員の権利配慮	27.4	51.4	42.6
差別・機会均等への配慮	24.6	42.3	38.8
コミュニティへの貢献	16.3	42.6	34.1
児童労働・強制労働の回避	14.9	54.2	57.8
エコファンド、SRI ファンドを知っているか			
よく知っている	3.7	5.8	2.9
すこし知っている	30.9	26.5	34.6
まったく知らない	65.4	67.7	62.5

出所) 環境省 [2003] 『社会的責任投資に関する日米英 3 ヶ国比較調査報告書』 pp.38  
～46より筆者作成。

しかし、「ある程度考慮にいれるべき」との回答の割合は、日本が55.1%と高く、この両方の回答をふくめれば、この3ヶ国ともに9割前後とそれほど変わらない。

驚いたのは、「エコファンド、SRI ファンドを知っているか」との問いに対して、「よく知っている」と回答した割合が、アメリカ・イギリスがそれぞれ5.8%、2.9%と意外にも低いことであって、日本の3.7%とそれほど違いがないのである。このことは社会的責任金融教育の必要性と重要性を示している。

最初のところで社会的責任金融を、金融における責任思想を総称したものと定義したが、それは正確ではない。社会的責任金融は、思想であるとともに、

社会的活動実体である。

社会的責任金融(SRF)とは、貸手の社会的責任、借手の社会的責任、そして借手と貸手を代表しそれを仲介する金融仲介者の社会的責任、この三つのそれぞれがその水準を高め、それらが相互制御作用をおこして金融の共同利益水準を引き上げていく活動である、と定義することができる。社会的責任という共通の理念と目標を軸にして、おたがいがおたがいを補完しあい、強めあう多元的な実践活動なのである。

#### IV おわりに

公共性についてのわたしの考えを金融にも適用して、金融の公共性のより具体的な解明を試みた。とりわけ金融の共同利益的性格については、社会的正当性(SJ)と社会的有益性(SU)という新しい概念を使って、その内実を解きほぐそうと努力してみた。しかし、その実現への確実な道筋を具体的に提起するまでには至らなかった。これからの課題である。

金融の共同利益を現代に実現しようという運動をわたしは、社会的責任金融(SRF)と名づけた。社会的責任投資(SRI)、金融機関の社会的責任(金融CSR)、企業の社会的責任(CSR)、これらが相互に影響しあい、補完しあい、おたがいを強めあう全体像を表現したかったからである。現実にはどのように、どの程度、これらが相互制御作用を起しているかどうかの検証と実証は、これからの課題である。

金融が社会をより良い方向に動かす大きな力をもっていること、現実はその動きが確かなものであることを、本稿で確認できた。

学生に金融についてのイメージを聞いても、カネもうけ、投機、一獲千金、バクチ、悪徳、詐欺などのダークな感想が返ってくる。金融にもようやく光が当たってきた。白馬の騎士のごとく堂々と世間を歩くことができるのである。

注)

- 1) 社会的責任金融 (SRF) という概念を最初に提起したのは、次の拙稿である。紀国正典 [2005] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (3) - 貸手責任論と社会的責任金融 (SRF) -」。
- 2) 金融の公共性について検討したのが、次の拙稿である。紀国正典 [2003] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (1) - 外部性論からのアプローチ -」、[2004] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (2) - 「公共財」論の問題点 -」。
- 3) 金融の国際化・グローバル化が進展すれば、社会的責任金融 (SRF) は国際的責任金融 (IRF) に発展しなければならない。国際的責任金融 (IRF) について検討したものが、後ほど公表される次の拙稿である。紀国正典「国際的責任金融 (Internationally Responsible Finance)」『立命館国際研究』第19巻3号 (関下稔教授退職記念号)。
- 4) 公共性についての学説を検証し、わたしの見解をまとめたものが次の拙稿である。紀国正典 [1999] 「公共性と公共性諸学説 - 国際金融システムの規範的方法の検討 (1) -」、[1999] 「国際金融システムと金融制御」、[2001] 「金融コングロマリット - OECD の研究成果の検討 -」、[2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上) - 国際金融システムの規範的方法の検討 (2) -」、[2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (中) - 国際金融システムの規範的方法の検討 (2) -」、[2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下) - 国際金融システムの規範的方法の検討 (2) -」。
- 5) アメリカにおける貸手責任論の発展と経緯を紹介したものが、次の拙稿である。紀国正典 [2005] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (3) - 貸手責任論と社会的責任金融 (SRF) -」。
- 6) 「金融周辺行為」という概念は、次の拙稿で提起したものである。紀国正典 [2006] 「国際金融システム論 (2) - 金融におけるシステム論的方法の展開 -」。
- 7) 社会的責任投資 (SRI) については、参考文献にかかげた多くの資料にお世話になった。とりわけ水口剛氏の次の文献からは多くを学んだ。水口剛 [2005] 『社会的責任投資 (SRI) の基礎知識』。
- 8) USA Social Investment Forum (<http://www.socialinvest.org/>)。USA Social Investment Forum [2005] *2005 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States 10-year Review*。
- 9) European Social Investment Forum (<http://www.eurosif.org/>)。European Social Investment Forum [2006] *European SRI Study 2006*。
- 10) Japan Social Investment Forum (<http://www.sifjapan.org/>)。
- 11) 水口剛 [2005] 『社会的責任投資 (SRI) の基礎知識』 p.23。
- 12) エイミ・ドミニ (山本利明訳) [2004] 『社会的責任投資：投資の仕方ですべてを変える』 pp.29~31。
- 13) 秋山をね [2003] 『社会的責任投資とは何か：いい会社を長く応援するために』 p.viii。渡邊奈々氏は次の文献で、秋山おね氏を日本における社会的責任投資の伝道

- 者として紹介している。渡邊奈々 [2005]『社会起業家が世の中を変える：チェンジャーメーカー』。
- 14) Japan Social Investment Forum (<http://www.sifjapan.org/>)。
  - 15) 日本経済新聞社 (鹿嶋敬) [2005]「両立支援ファンド誕生3ヶ月：若年層・高学歴・40代女性、新投資層が購入」。
  - 16) Japan Social Investment Forum [2005]『日本におけるSRI調査機関の現状』。
  - 17) CSR Archives (<http://www.csrjapan.jp>)。
  - 18) 藤井良広 [2005]『金融で解く地球環境』に詳しく紹介されている。
  - 19) 本稿執筆中に朗報が届いた。グラミン銀行創設者で経済学者のユヌス氏にノーベル平和賞が授与されたのである。
  - 20) 経済同友会 [2003]『市場の進化と「社会的責任」(第15回企業白書)』p.7。
  - 21) 松本恒雄監修・田中宏司 [2005]『CSRの基礎知識』p.22。
  - 22) 藤井良広・原田勝広 [2006]『CSR(現場発)優良企業への挑戦』。
  - 23) 経済同友会 [2004]『日本企業のCSR：現状と課題－自己評価レポート2003』, [2006]『日本企業のCSR：進捗と展望－自己評価レポート2006』。
  - 24) 金融機関が、企業としてのCSRに加えて、環境金融という独自のCSRを担うことについては、藤井良広 [2005]『金融で解く地球環境』参照。
  - 25) 金融庁 [2006]「金融機関のCSR事例集の公表について」。
  - 26) 金融庁 [2006]「金融機関のCSR実態調査の概要」。
  - 27) 国連：責任投資原則 (<http://www.unpri.org/>)。日経金融新聞社 [2006]「投資と責任動き出す国際SRI(上)世界ルール、企業に圧力」。詳しくは次の拙稿で明らかにする予定である。紀国正典「国際的責任金融(Internationally Responsible Finance)」『立命館国際研究』第19巻3号(関下稔教授退職記念号)。
  - 28) 社会的責任金融教育と学生の学習モチベーション向上を結びつける教育実践を紹介したものが、次の拙稿である。紀国正典 [2005]「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価(2004)－高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討－」, [2006]「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価(2005)－高知市所在の金融機関のディスクロージャー誌とホームページの比較検討－」。
  - 29) 環境省 [2003]『社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書－我が国における社会的責任投資の発展に向けて－』pp.38～46。

#### [参考文献]

- エイミ・ドミニ(山本利明訳) [2004]『社会的責任投資：投資の仕方ですべてを変えて』木鐸社。
- 足立英一郎・金井司 [2004]『CSR経営とSRI：企業の社会的責任とその評価軸』金融財政事情研究会。
- 秋山をね [2003]『社会的責任投資とは何か：いい会社を長く応援するために』生産性出版。



- 秋山をね・菱山隆二 [2004]『社会的責任投資の基礎知識：誠実な企業こそ成長する』岩波書店。
- Basel Committee on Banking Supervision, *Enhancing Corporate Governance for Banking Organisations*, Feb 2006 (<http://www.bis.org/>). 金融庁仮訳：バーゼル銀行監督委員会 [2006]「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(<http://www.fsa.go.jp/>).
- Basel Committee on Banking Supervision, *Compliance and the Compliance Function in Banks*, April 2005 (<http://www.bis.org/>). 金融庁仮訳：バーゼル銀行監督委員会 [2004]「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」(<http://www.fsa.go.jp/>).
- CSR Archives (<http://www.csrjapan.jp>).
- 榎本徹 [2005]『CSR活用ガイド：問われはじめた企業の社会的責任』オーム社。
- 池上惇 [1989]「公共性・共同性・官僚性」宮本憲一編『公共性の政治経済学』自治体研究社。
- 池上惇 [1990]『財政学——現代財政学の総合的解明』岩波書店。
- 池上惇 [1996]『現代経済学と公共政策』青木書店。
- 池上惇 [2003]『文化と固有価値の経済学』岩波書店。
- European Social Investment Forum (<http://www.eurosif.org/>).
- European Social Investment Forum [2006] *European SRI Study 2006*.
- 藤井良広 [2005]『金融で解く地球環境』岩波書店。
- 藤井良広・原田勝広 [2006]『CSR（現場発）優良企業への挑戦』日本経済新聞社。
- Japan Social Investment Forum (<http://www.sifjapan.org/>).
- Japan Social Investment Forum [2005]『日本におけるSRI調査機関の現状』
- 環境省 [2003]『社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書—我が国における社会的責任投資の発展に向けて—』平成15年6月。
- 経済同友会 [2003]『市場の進化と「社会的責任」（第15回企業白書）』(<http://www.doyukai.or.jp/>).
- 経済同友会 [2004]『日本企業のCSR：現状と課題—自己評価レポート2003』』(<http://www.doyukai.or.jp/>).
- 経済同友会 [2006]『日本企業のCSR：進捗と展望—自己評価レポート2006』』(<http://www.doyukai.or.jp/>).
- 経済産業省 [2004]『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書』平成16年9月8日。
- 紀国正典 [1999]「公共性と公共性諸学説—国際金融システムの規範的方法の検討（1）—」高知大学経済学会『高知論叢』第65・66合併号。
- 紀国正典 [1999]「国際金融システムと金融制御」池上惇・森岡孝二編『日本の経済システム』青木書店, 1999年12月。
- 紀国正典 [2001]「金融コングロマリット—OECDの研究成果の検討—」高知大学経済学会『高知論叢』第70号。

- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (上) - 国際金融システムの規範的方法の検討 (2) -」 高知大学経済学会『高知論叢』第73号.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (中) - 国際金融システムの規範的方法の検討 (2) -」 高知大学経済学会『高知論叢』第74号.
- 紀国正典 [2002] 「国際公共性と国際公共性諸学説 (下) - 国際金融システムの規範的方法の検討 (2) -」 高知大学経済学会『高知論叢』第75号.
- 紀国正典 [2003] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (1) - 外部性論からのアプローチ -」 高知大学経済学会『高知論叢』第78号.
- 紀国正典 [2004] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (2) - 「公共財」論の問題点 -」 高知大学経済学会『高知論叢』第79号, 2004年2月.
- 紀国正典 [2004] 「国際金融システム論 (1) - システム・アプローチの意義と課題 -」 高知大学経済学会『高知論叢』第80号, 2004年7月.
- 紀国正典 [2005] 「外貨建金融商品の販売方法についての調査と評価 (2004) - 高知市所在の金融機関の窓口調査結果の検討 -」 高知大学経済学会『高知論叢』第82号, 2005年3月.
- 紀国正典 [2005] 「金融の公共性・国際公共性諸学説の検討 (3) - 貸手責任論と社会的責任金融 (SRF) -」 高知大学経済学会『高知論叢』第84号, 2005年11月.
- 紀国正典 [2006] 「国際金融システム論 (2) - 金融におけるシステム論的方法の展開 -」 高知大学経済学会『高知論叢』第85号, 2006年3月.
- 紀国正典 [2006] 「金融情報に対する金融機関の社会的責任意識の調査と評価 (2005) - 高知市所在の金融機関のディスクロージャー誌とホームページの比較検討 -」 高知大学経済学会『高知論叢』第86号, 2006年7月.
- 金融機関の環境戦略研究会 [2005] 『金融機関の環境戦略: SRI から排出権取引まで』金融財政事情研究会.
- 金融庁 [2006] 「金融機関のCSR 事例集の公表について」 (<http://www.fsa.go.jp/>).
- 金融庁 [2006] 「金融機関のCSR 実態調査の概要」 (<http://www.fsa.go.jp/>).
- 高嶺+日経 CSR プロジェクト編 [2006] 『CSR: 企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社.
- 国連: 責任投資原則 (<http://www.unpri.org/>).
- 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) (<http://www.unep.org/>).
- 国連グローバル・コンパクト (GC) (<http://www.unglobalcompact.org/>).
- 森哲郎 [2004] 『ISO 社会的責任 (SR) 規格はこうなる: 生き残るためのCSR マネジメント』日科技連.
- 松本恒雄監修・田中宏司 [2005] 『CSR の基礎知識』CSR 入門講座第1巻, 日本規格協会.
- 松本恒雄監修・森哲郎 [2005] 『推進組織体制を構築する』CSR 入門講座第2巻, 日本規格協会.
- 松本恒雄監修・後藤敏彦 [2005] 『CSR レポートを作成する』CSR 入門講座第3巻, 日本規格協会.

- 松本恒雄監修・倍和博 [2005]『CSR 会計を導入する』CSR 入門講座第 4 巻, 日本規格協会.
- 松本恒雄監修・水口剛 [2005]『社会的責任投資 (SRI) の基礎知識』CSR 入門講座第 5 巻, 日本規格協会.
- 日本経済新聞社 [2003]「社会的責任投資, 米で 1 割に」日本経済新聞記事2003年11月19日付け.
- 日本経済新聞社 [2004]「環境配慮型の融資じわり」日本経済新聞記事2004年11月3日付け.
- 日本経済新聞社(藤井良広) [2004]「市民銀行が金融を変える: お金の行き先自分で決める」日本経済新聞記事2004年8月23日付け.
- 日本経済新聞社(遠藤大義) [2005]「企業金融: 住民乗り出す」日本経済新聞記事2005年1月10日付け.
- 日本経済新聞社(鹿嶋敬) [2005]「両立支援ファンド誕生 3 ヶ月: 若年層・高学歴・40代女性, 新投資層が購入」日本経済新聞記事2005年2月28日付け.
- 日本経済新聞社 [2005]「SRI 投資信託: 成績, 市場平均上回る」日本経済新聞記事2005年5月15日付け.
- 日本経済新聞社(藤井良広) [2005]「大手行, CSR に本腰」日本経済新聞記事2005年6月2日付け.
- 日経金融新聞社 [2006]「投資と責任動き出す国際 SRI (上) 世界ルール, 企業に圧力」日経金融新聞記事2006年5月9日付け.
- 日経金融新聞社 [2006]「投資と責任動き出す国際 SRI (中) 米国は CSR ブーム一株価浮揚の思惑も」日経金融新聞記事2006年5月11日付け.
- 日経金融新聞社 [2006]「投資と責任動き出す国際 SRI (下) レビン弁護士に聞く一法整備, 企業対応促す」日経金融新聞記事2006年5月12日付け.
- 日本経済新聞社 [2006]「共感できる投資選ぶなら: 環境・女性支援 SRI ファンド」日本経済新聞記事2006年8月13日付け.
- 谷本寛治編著 [2003]『SRI: 社会的責任投資入門: 市場が企業に迫る新たな規律』日本経済新聞社.
- 水口剛・柴田武男 [1998]『ソーシャル・インベストメントとは何か: 投資と社会の新しい関係』日本経済評論社.
- 日本政策投資銀行 [2002]『社会的責任投資 (SRI) の動向-新たな局面を迎える企業の社会的責任』日本政策投資銀行『調査』第40号, 2002年7月号.
- 日本総合研究所 [2004]『企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する調査研究報告書』平成16年3月.
- 小沢鋭仁監修・江間泰徳・吉田賢一 [2005]『環境ファイナンス: 社会的責任投資と環境配慮促進法』環境新聞社.
- リッチー・ローリー (平野秀秋訳) [1992]『グッドマナー: 資本主義は倫理的でありうるか』晶文社.
- 赤道原則 (Equator Principles) (<http://www.equator-principles.com/>).

白濁敏朗・青木茂雄・北島隆次（トーマツ CSR グループ）[2005]『図解よくわかる CSR』日本実業出版社.

白鳥わか子・萩原美穂（日本総合研究所）[2005]『CSR（企業の社会的責任）がよ〜くわかる本』秀和システム.

The International Organization of Securities Commissions, *Code of Conduct Fundamentals for Credit Rating Agencies, Report of the Technical Committee of IOSCO*, December 2004 (<http://www.iosco.org/>). 金融庁仮訳：IOSCO（証券監督者国際機構）[2006]「信用格付け機関の基本行動規範」（<http://www.fsa.go.jp/>）.

The International Organization of Securities Commissions, *Compliance Function at Market Intermediaries - Final Report, Report of the Technical Committee of IOSCO*, March 2006 (<http://www.iosco.org/>). 金融庁仮訳：IOSCO（証券監督者国際機構）[2006]「市場仲介業者のコンプライアンス機能」（<http://www.fsa.go.jp/>）.

The International Organization of Securities Commissions, *Model Code Of Ethics, Report of the SRO Consultative Committee of IOSCO*, June 2006 (<http://www.iosco.org/>).

USA Social Investment Forum (<http://www.socialinvest.org/>).

USA Social Investment Forum [2005] *2005 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States 10-year Review*.

渡邊奈々 [2005]『社会起業家が世の中を変える：チェンジメーカー』日経 BP 社.

米山秀隆 [2004]『図解よくわかる CSR：企業の社会的責任』日刊工業新聞社.